

質 問 表

令和8年10月13日

下水道事務所 設備班あて

TEL 098-898-5988

FAX 098-870-2268

工事名：宜野湾浄化センター第3系4／4反応タンク機械設備工事M26

質 問 内 容	1. 公告文〔P. 3〕（2）配置予定技術者 資格区分 には 「工場製作時における専任の監理技術者は～」 との記載がある一方で、 特記仕様書〔P. 6〕20. 配置予定技術者の専任を要しない期間については 「～現場施工に着手するまでの期間については、監理技術者の工事現場への専任を要しない～」 の記載がありますが、 工場製作期間の監理技術者は専任を要しない（非専任）との理解でよろしいでしょうか？ 2. 自己評価表の作成にあたって、 総合評価方式の運用（R8. 4〔P. 69〕（1）配置予定技術者の資格・年数 「b）専任で配置する監理技術者で評価する。」と記載があり、 総合評価方式の運用（R8. 4〔P. 67〕1.7.6.1 技術者の能力等の評価 発注者が示す仕様に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者の工事遂行能力を評価する。 複数の配置予定技術者を申請する場合は、評価点合計の最も低い者の評価点を対象とする と記載がありますが、 総合評価の加点対象は、現場施工期間に配置する監理技術者との理解でよろしいでしょうか？
回 答	1. 工場製作期間の配置予定技術者は専任を要しない期間となります。 2. 技術者の評価は専任期間の技術者で行います。 複数の配置予定技術者を申請する場合や、工場製作期間を専任期間として含めた技術者を提出 する場合は、技術者評価点合計の最も低い者の評価点を対象とします。